

お知らせ（薬） 009
平成26年9月12日

医薬品マスターの改定について

平成26年3月5付け厚生労働省告示第57号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の「区分番号F200の注2」の規定に基づき薬剤料逓減コードを下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

新規（変更区分「3」）

平成26年10月1日適用

医薬品 コード	医薬品名・規格名	金額種別	金額
630010005	薬剤料逓減（80／100）（向精神薬多剤投与）	7	0.00